

(一) 地区連合町会の機能について、

地区連合町会は現在32区、327町会、地域は東西南北の中都の五地域にわかれている。連合体としての機能は、単位町会のそれと基本的に同じと思う。ただ規模が大きくなる、地域住民の福祉をめぐらし、親睦、環境整備、行政補助、集団能力、共同防災、町内統合、の六つの機能がそなわれる。

① 連合体でなければ実施できないこと、

- 単位町会よりも連合体として実施した方が効果的であること、
- 上記の二点になると思ふ。

(二) どんな事業が行われたか。(アンケート回答より)

既設の連合体と本年度実施されたものと整理の上、全部挙げてみる。

- (1) 親睦関係 (地区内町会長親睦交流、盆踊り大会、ねぶた参加、地区運動会、親善旅行。)
- (2) 行政との関係(市長と語る市民の集い、行政側との対話。)
- (3) 教育関係 (通学路の問題、学区、学校新増築陳情)
- (4) 環境整備 (除雪対策、道路側溝整備、公立病院説教、町民会館、老人子どもの家新築陳情)
- (5) 交通安全関係(交通安全パレード、バス路線延長、バス時刻変更、スクールゾーン設置、信号器設置)
- (6) 保健衛生関係(清掃センター見学研修、資源回収運動、音楽隊、掛け運動)
- (7) 青少年関係 (地区对抗野球、卓球、ソフト、サッカーボール)
- (8) その他 (新生活運動、防犯運動、震災防災講習会、敬老会)

(三) 地区社協活動の実態(町会長へのアンケート回答より)

* 主なる活動 (共同募金、収束月度いきい募金、日赤健康募金、敬老会)

* その他の活動 (地区運動会、交通安全運動、施設見学、老人対策、児童対策、地域環境の整備)

現在、地区社協は29地区 会長29名中、町会長兼任15名、町会長以外14名
上記活動は、昨年12月のアンケート結果でもみたものである。地区連合体の事業と地区社協の事業との重複が少なく、町会の目標からみても、けじめどつけ割り切ることは困難でほなからうか。

(四) 社会福祉事業の趣旨

社会福祉事業は振興・育成又は更生の措置を要する者に対し、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することができるよう援助する趣旨で經營されなければならない。(社会福祉事業法第3条)

(五) 社会福祉事業とは

オーナー種社会福祉事業とオニ種社会福祉事業とする。オーナー種は(生活保護法、児童福祉法、老人福祉法

法)などで上記のようにはっきりしていっても、外に社会理念上の福祉事業が加わる範囲は更に広くなる。

町内会は、法的に認められて存在ではなく、法的に規定されて事業をなし、地域住民の福祉と願う団体である。町内会は、公共的団体であり性格上、他団体に勧めるが勿論、下請団体でもなく住民組織の基礎をなす重要な団体である。

(六) まとめ

法規制のない事業、そもそも町内会と法令で定めた事業や連合会上の社会福祉事業とともに、福祉の面で事業上、取り扱いなければならないのは、具体的に示す通り当然のようである。現状では、次の二つの折衷がみられる。

- ① 地区連合町会で実施するもの
- ② 地区社協で実施すべきもの、
- ③ どちらで実施してもよいもの、

但、(3)については、それがどの事情、組織、能力によって決められるものと思う。
一方の印=地区連合町会　印=二地区社協　印ないしの二地区連合の事情によりさめる。

上記については、いろいろ異論あることと思うが、事務局が実質として受けとめて、いいたい。